

G8 環境大臣会合コミュニケ

(環境省仮訳)

平成 15 年 (2003 年) 4 月 27 日採択
於パリ (フランス)

我々先進主要 8 カ国の環境大臣及び欧州委員会環境担当委員は 2003 年 4 月 25 日から 27 日までフランスのパリにおいて会合を行った。

持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)から 8 ヶ月後に、第 3 回世界水フォーラム及びその閣僚会議(於：日本の京都・滋賀・大阪)から数週間後に、そして来るべきエビアンでの G8 首脳会議を控え、我々は後発開発途上 (特にアフリカ) の地域及び国の持続可能な生産・消費、環境ガバナンス及び協力の強化及び海洋と海上安全に焦点を絞って議論した。

これらの様々なテーマの下で、水問題、特にアフリカにおける国境を越えた河川流域管理と統合的水資源管理の問題、水利用効率、安全な飲料水や基本的な衛生へのアクセスに関するガバナンスの原則、災害の防止と軽減について特に焦点が当てられた。

ヨハネスブルグ実施計画、昨年のバンフでの G8 環境大臣会合にて採択された持続可能な開発のための世界首脳会議に向けた閣僚宣言のフォローアップ及び第 3 回世界水フォーラム閉会直前に採択された閣僚宣言を踏まえて議論した。

1) アフリカ

様々な人種と文化、生物多様性や自然条件の多様性に富むアフリカ大陸は、持続可能な開発に向けた枠組みの意味を明確にしてきた。これはルサカサミットで各国首脳により採択され、さらにヨハネスブルグ実施計画においても支持された、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)における大望と意義である。G8 諸国を含む国際社会は NEPAD の目標と原則を支持し、ヨハネスブルグにおいて採択された計画の特にアフリカに関する章を実施することを決意した。

G8 の首脳は、民主主義と良い統治を確立し、平和・安全保障及び国民中心の開発を促進するとともに NEPAD をアフリカ首脳による約束として歓迎した。G8 首脳は、カナヌスキにて合意した G8 アフリカ行動計画において、NEPAD に対しアフリカ諸国が示した約束を支援するための行動を詳述した。環境分野に関し、我々 G8 環境大臣はセネガルの議長の下、各国政府、適切なアフリカの地域機関及び UNEP と協力して行っている NEPAD の枠組みにおける環境に関する行動計画の策定作業を歓迎する。

G8 環境大臣は、環境管理問題と貧困削減の取組は緊密に関係していること及び行動計画の実施

を通じてこれらの問題を経済開発に統合することが必要であるとの認識を特に歓迎する。

多国間環境条約の下での作業及び第3回アフリカ開発会議の準備を考慮し、引き続き第3回世界水フォーラム及びWSSDのプロセスを踏まえ、我々は、生物多様性の保全に加え、安全な飲料水と基本的衛生へのアクセス、エネルギーへのアクセス、大気汚染・水質汚濁の低減、緩和と適応による気候変動への対応、砂漠化と森林の減少が行動のための優先分野になると考える。

水に関して、我々は、統合的水資源開発とそこから生じる上流下流の便益を最大にすること、あらゆる用途における水資源の開発と効果的な管理、水質保全と水生生態系保全を推進するとのWSSDの目標を全面的に支持する。この観点から、国際河川の流域国、及び/又は河川を国境とする諸国の間の協力が、持続可能な水管理及び相互の利益に資することを認識しつつ、我々は、これらのすべての国々に対し、こうした協力を推進するよう奨励する。アフリカの河川流域、ニジェール川、セネガル川、ナイル川、オカバンゴ川、コンゴ川を含む河川の流域管理に特別な注意をはらうべきである。

エネルギーに関しては、我々は、持続可能な開発と矛盾しない形で、再生可能エネルギー源及びよりクリーンでより効率の高い化石燃料を含む転換可能なエネルギー技術の展開を促進する一方で、エネルギーサービスへのアクセスを改善するための行動を起こす。我々は、NEPADやとりわけWSSDパートナーシップにしたがって、これを実行に移し革新的な市場メカニズムを推進するために作業する。

我々は、貧困層の生活における生物多様性の重要な役割及び貧困削減のための取組における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の重要性を認識する。我々は、国境をまたぐ地域における協力、特に持続可能な森林管理に重点を置くコンゴ川流域における協力を引き続き支援するとともに、開発途上国と共に違法伐採対策を支援する。

我々は、砂漠化対策のための行動を、関連する国家政策及び計画における中心課題にしていくための取組を、断固として支援し続ける。

我々は、またより良い共同の知識と先進技術を生み出すために、共通のアプローチによるアフリカにおける環境と持続可能な開発に関する科学技術のための研究及び能力開発に対する支援を行うことへの関心を想起する。

我々は、アフリカにおける公共政策において環境がより一層配慮されるようなプロセスを支持する。我々は、特に貧困削減戦略プロセスのような既存の開発の枠組みに環境を統合させた小地域及び国家の持続可能な開発戦略の策定を強力に支援する。このような戦略は、特に環境の重要性を多様な市民社会に知らせ共有することを可能にする良い機会となるであろう。我々は、こうした戦略を迅速に具体的な行動に転換しなければならないと確信し、その実施促進に努める。

2) 持続可能な生産・消費

ヨハネスブルグにおいてG8 各国首脳は、持続可能な生産・消費への変革を促進する地域及び国のイニシアティブを支持する 10 年枠組の計画構築を奨励・促進することを約束した。

この観点から、我々G8 環境大臣は持続可能な開発委員会(CSD)において、持続可能な生産・消費に係るこれらイニシアティブとその進展を最大限に支援する方法を考えるための議論をリードする。これは以下のことを通じて行う。

- 実施計画のパラ 15 に記載されている、持続可能な生産・消費パターンへの変革を促進する地域及び国のイニシアティブを支持する 10 年枠組の計画構築の推進において、UNEP が政府、他の国連組織、政府間組織と協働し、他のステークホルダーを関与させながら、その権限の範囲内において、積極的な役割を果たすことを支持する。
- さらなる地域及び小地域レベルでの特定のプログラムの策定と実施を推進する。
- 政府、金融機関、地方自治体、NGO 及び民間部門と協働する。

天然資源の利用と製造過程での効率と持続可能性を高め、また地方レベル及び日常生活においてよりクリーンでより効率的な技術と慣行の利用を促進することを通じて、環境の劣化と経済成長との関係を切り離し経済成長と環境保全を共に維持するためには、パートナーシップを促進すること、及び国際組織と国際機関だけでなくすべての関係者を関与させることが、活動とプログラムの策定における主要な要素であると我々は考える。

持続可能な開発戦略及びローカルアジェンダ 21 を含む他の戦略計画または戦略プログラムの策定又は改訂に当っては、持続可能な生産・消費に係る取組に焦点を与えるべきである。これは特に環境の側面を部門別政策に統合すること、必要に応じ、地域イニシアティブの促進、経済インセンティブの活用などによって取り組む。政策決定における市民参加はこうした措置の実施を確実にする。

国のプライオリティや状況を勘案しつつも、エネルギー効率を高め、公害や交通渋滞、健康への悪影響を減少させ、都市のスプロール現象をおさえ、安全、安価、効率的な交通を提供するという観点から、政策、土地利用計画、インフラストラクチャーや公共交通システム、商品配送網を含め、持続可能な開発を促進するような、国、地方、地域のレベルにおける運輸サービスとシステムの総合的政策決定過程の促進に注意を払うべきである。

我々は、環境と健康との関連性へのより良い理解は、より効果的な政策対応を確実にすることを認識する。我々はこの点に関してあらゆるレベルでキャパシティビルディングを行うための知識を評価し共有するため、協働する。

我々は景観・生物多様性を保存し、貧困撲滅に寄与する地域レベルの持続可能な生産・消費パターンを奨励する。環境保護及び社会開発に資する形で行われれば、観光、スポーツ、レクリエーション、余暇活動も、地方の持続可能な開発の起爆剤となり得る。

資源生産性を高めることが、不可欠であると認識する。この観点から、我々は、国際的に行われている既存の作業に基づいて、物質フローの共通算定システムを開発するために経済全体にわたる物質フロー会計に係る国際共同研究を開始するという日本の提案に特に注目する。

世界の多くの地域において限られた淡水資源に対する圧力が高まっていることを念頭に置き、水効率、統合的水資源管理、より効率の高い灌漑用水の利用及び需要管理に対して特に注意を払い、これらを国際的部門同様、国家及び地域における開発プログラムの中心課題として組み込まなければならない。我々は、水を自然に取りこみ、濾過、貯蔵、放出する河川、湿地、森林、土壌といった生態系を、持続可能な方法で保護し利用しなければならない。我々は 2005 年までに統合水資源管理や効率的な水利用の国家計画を作成する公約を言明している国への支援を約束する。

研究、技術、そして改修は持続可能な生産消費パターンの実現にとって非常に重要である。我々は、よりクリーンでより効率の高い技術が、生活の質を高め、汚染排出を減少させ、資源効率を高め、温室効果ガス排出抑制のための各国の取組に貢献し、国連気候変動枠組み条約の究極の目標達成のために重要な役割を果たすと考え。我々は来るエビアンサミットにおいて脱温暖化技術開発を促進・普及するための、政府の特定の具体的行動が検討されることに注目する。

我々は持続可能なエネルギーの将来についての WSSD における合意の実施の必要性を強調する。これには迅速に再生可能なエネルギー資源の割合を大幅に増やすことも含む。こうした観点から、我々は 2004 年 6 月にドイツが再生可能エネルギーに関する閣僚レベルの会議を開催するという提案を歓迎する。

我々 G8 環境大臣は、約束であるすべての企業が環境上の責任及び社会的責任と説明責任を積極的に果たすよう推進すること並びに各国における企業慣行の継続的な改善に対する支援することを再確認する。政府及び国際機関は持続可能な開発を促進する環境を整備するべきであり、我々は先進国においても開発途上国においても多国籍企業がよりクリーンでより資源効率の高い企業活動の管理方法を開発し続け、またあらゆる関係者との対話を始めること及びこのような取組を公表することにより、環境保全のための貢献度を高める努力を行うことを歓迎する

我々は WTO の交渉が成功するよう、強力に支援する。特に、環境に配慮した製品とサービスに関する交渉は好機であると考え。

あらゆるレベルにおける政府のグリーン化を進めることは極めて重要である。我々は以下の適用に関する作業を引き続き行う。

- 環境上健全な商品及びサービスの開発と拡大を助長するような公共調達政策
- 適当な場合には、任意の形で採用される、偽装された貿易の障壁とはならない健康、安全の観点を含む持続可能な生産・消費パターンに関わる情報を提供する、特定の、効果的で透明性が高く、検証可能で誤解を招かないような、汎用性のある消費情報ツール

環境教育は、国民が持続可能な開発形成に意味ある参加をする上で重要である。こうした状況から、我々は第 57 回国連総会において「持続可能な開発のための教育の 10 年」が採択されたことを歓迎する。コミュニティーレベルでの具体的な活動における市民参加の奨励は、国または地球規模の持続可能な開発に関する教育を奨励する取組を推進し拡大する上で同様に重要である。消費者、市民、労働者は持続可能でない生産・消費パターンとの変更のための課題について知らされるべきである。また我々は、特に全ての国、特に途上国の若者や、関連分野の人々に対し、とりわけ教育、公共の消費者情報、広告、その他のメディアを通じ、国、地域、地方の文化的背景を考慮にいて、持続可能な生産・消費についての重要性に対する認識を高めるプログラムを開発する。

最後に我々は消費生産パターンにおける変化を監視するための指標や指数について、これを見定め開発するための共通アプローチを策定するべきであると考えている。我々は OECD に対し補助的役割を担うよう働きかける。

3) 環境ガバナンス及び協力の強化

バンフ会合での議論に則り、我々は以下を想起する。

- UNEP 管理理事会グローバル閣僚級フォーラム (GC/GMEF) の 2002 年カルタヘナにおける国際環境ガバナンス (IEG) に関する決定は、発展させフォローアップされるべきアジェンダを設定するものであったが、当該決定それ自体を「リオ原則に沿った地球環境の持続可能性を確実にするための国際的な理解や約束を進め決意を行う長期事業の始まりである」と定義するものであった。
- また、上記のカルタヘナの成果を国際社会が全面的に実施するよう要請した WSSD 実施計画には、各国はそれぞれの持続可能な開発に関する一義的な責任を有し、国家政策と開発戦略の役割は強調されすぎることはないこと、またあらゆる国は必要なインフラストラクチャーを整備し、透明性とアカウンタビリティを高め、公正な行政及び司法の制度の整備を含む政府機関の強化を図っていくことが盛り込まれている。

こうした状況において、以下に関して、WSSD 及びその他のフォーラムで既に合意された IEG 強化のための措置を歓迎する。

組織の機構

我々は、以下を支持する。

- 国連経済社会理事会 (ECOSOC) ルールと手続きを念頭に、UNEP GC/GMEF への普遍的参加方式 (universal participation) 及び関連する国際フォーラムへの市民社会の関与を促進するための現行の取組
- 国際的レベル(他の組織の独立した法的地位と管理機構を全面的に尊重した上での UNEP GC/GMEF の広範な政策ガイダンスと助言、EMG による国連における環境の主流化、国連開発グループ(UNDG)の開発プログラムにおける環境の統合、補完性に関する UNEP / 地球環境ファシリティー(GEF)行動計画)及び国内レベル(多国間環境協定(MEAs)の対応及び国内での実施についての国レベルでの調整の強化)での協力の増進

- 地球環境の変化を監視・評価するための UNEP の能力を改善することにより、UNEP の科学的基盤を強化
- MEAs の遵守及び執行を強化する現行の努力及び MEAs の間の協力を強化するための MEA 組織の現在の取組

我々は、持続可能な開発に関する国際協調の枠組みを強化し、国連システムにおける WSSD、モンテレーの開発資金国際会議及びミレニアム開発目標の総合的なフォローアップを確実にし、限られた利用可能な資源により最大の効果を得るために最良の可能な方法で活用されることを確実にする必要性を想起する。

金融

我々は、不十分で予測不能な財源により妨げられたままの UNEP の財政状況を、予測可能な財源の提供、より拡大された寄付金の基盤、利用可能な財源のより効率的かつ効果的な活用、民間部門やその他の主要グループからのより大規模な財源の調達といったような方法により、改善することが緊急に必要であると強調したバンフ会議での議論を想起する。我々は、現行の努力を想起し、その進展を歓迎する。我々は、国連加盟国が（既にパイロットフェーズが実施されている）任意拠出割当あるいは当該加盟国が定める他の基準に基づいて拠出することができることに注目する。我々は、MEAs のための財源メカニズムである GEF の重要な役割を明確に示し、北京での第 2 回総会で承認された増資と新規 MEAs に係るマンデートの延長を歓迎する。

我々は IEG 強化と持続可能なガバナンスの他の局面との間の連携を強化することの重要性とともに、全てのレベルでの実施を可能とする行動を強調し、各セッションにおいて解決すべきテーマの数を制限することを CSD に求めた WSSD の要求の重要性を再度主張する。

- 政策レベルでは、特に世界貿易機関(WTO)と国際金融機関(IFIs)との協働をさらに発展させること。
- プログラムレベルでは、特に能力開発分野における行動を強調すること。

この観点から、水は重要な行動分野である。というのも水は貧困撲滅と経済発展にとって重要だからである。WSSD において国際社会は 2015 年までに、安全な飲み水を利用できない人々、または基本的衛生施設を利用することができない人々の割合を現在から半減することを誓った。また実施計画においては、2005 年までにすべての国で統合的水資源管理及び水効率計画を整備するべきであるとの合意もなされた。これらの目的を達成するため、国内及び国際的な、公共、民間のあらゆる資金源が準備され、最も効果的かつ効率的な方法で活用されなければならない。安定で透明性のある、法の原則をベースとした国際的な枠組みに向けた進捗が達成されなければならない。水管理においては、家庭及び近隣コミュニティを基盤としたアプローチに、より多くの焦点を当てた良い統治を確実にしなければならない。これらを考慮し、我々は各国に対し、水と衛生に関する目標達成に向けた戦略を策定するよう要請する。また開発途上国及び経済移行諸国に関し、この目的のための彼らの努力を支持するとの我々のコミットメントを強調する。

洪水の予防と管理に関しては、専門家同士での経験の交換を増大させなければならない。地域センターやネットワークの設立、既存のセンター間の情報交換の強化は重要な役割を果たしうるもの

であり、必要性の検討がさらに必要である。

4) 海洋及び海上安全

地球の生命は海洋に依存している。海と海洋の資源は無尽蔵ではなく永遠に再生し得る能力を持っているわけではない。このため、沖縄サミット（2000 年）において G8 首脳らは「国際的な海上安全の強化は、世界的な遺産である海洋環境の保護にとって極めて重要である。」との合意に達した。

我々は、持続可能な漁業を含む海洋及び沿岸域の保全、生物の多様性の保全、海洋科学の強化、海洋汚染の削減、移入種の規制及びさらなる海上安全について努力を継続する。

近年講じられた措置にも拘わらず、石油タンカープレステージ号の重大事故は、タンカーの安全及び汚染防止に関わる既存の枠組みにさらなる改善が必要であることを示した。海洋及び社会経済上の環境に対して引き続き起こる被害と、何千人もの生活に対する脅威は深刻なものである。

我々は、国際海事機関(IMO)が、旗国による条約等の実施を確実にするさらなる強力なメカニズムを検討することを要請したヨハネスブルグサミット実施計画の約束を確認する。

我々は、UNEP 管理理事会が、IMO に対し、油汚染の被害者及び環境被害の復旧のための補完的補償基金の創設を検討するよう要請していることを想起する。

我々は、国際海事機関（IMO）に対し、必要な措置の実施にあたってリーダーシップを取るよう強く促す。我々は環境配慮を IMO の海上輸送政策に統合することの重要性を強調し、以下の必要性を想起する。

- 汚染者負担の原則に加え、環境被害を予防し、軽減し、管理するような原則を海上輸送に適切に適用すること。
- IMO 加盟国に対し、就中、一重船殻タンカ - の段階的廃止の促進に向けて作業することを要請すること。

我々は、重大な懸念を表明するとともに、G8 がさらに協力して、これら問題に取り組むことを歓迎する。